

ケーブルプラス電話サービス利用規約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）およびこの「ケーブルプラス電話サービスご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供および当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。</p>	<p>第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社およびJCOM株式会社（以下「KDDI等」といいます。）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）およびこの「ケーブルプラス電話サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供および当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。</p>
<p>第3条（本サービスの内容） 本サービスの内容は、次のとおりとします。 （1）端末設備貸出サービス 当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備を当社と本サービスの利用契約を締結した個人または法人（以下「加入者」といいます。）に貸与するサービス （略）</p>	<p>第3条（本サービスの内容） 本サービスの内容は、次のとおりとします。 （1）端末設備貸出サービス 当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記17で定める端末設備を当社と本サービスの利用契約を締結した個人または法人（以下「加入者」といいます。）に貸与するサービス （略）</p>
<p>第4条（利用契約） （略） 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。 （1）申込者とKDDI株式会社の間において電話サービスに係る契約が締結されていない場合 （略）</p>	<p>第4条（利用契約） （略） 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。 （1）申込者とKDDI等の間において電話サービスに係る契約が締結されていない場合 （略）</p>
<p>第11条（KDDI株式会社に係る債権の譲渡等） 当社は、加入者に、約款の定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権（以下「電話サービス料金」といいます。）を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社およびKDDI株式会社は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>	<p>第11条（KDDI等に係る債権の譲渡等） 当社は、加入者に、約款の定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権（以下「電話サービス料金」といいます。）を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社およびKDDI等は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>
<p>第13条（利用契約の終了） （略） 3. 加入者とKDDI株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。 （略）</p>	<p>第13条（利用契約の終了） （略） 3. 加入者とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。 （略）</p>
<p>第14条（利用契約に係る加入者情報の利用） 当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、本規約およびKDDI株式会社が定める約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。</p>	<p>第14条（利用契約に係る加入者情報の利用） 当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、本規約および約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。</p>
<p>付則 （略） 8. 本規約は2023年4月3日より施行します。</p>	<p>付則 （略） 8. 本規約は2024年1月1日より施行します。</p>
<p>別紙 端末設備貸出サービスにかかる契約条項 4. 責任の範囲 （1）当社およびKDDI株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めによる事由に基づく宅内機器の故障、滅失または毀損等により加入者が被害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度額としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。 （略）</p>	<p>別紙 端末設備貸出サービスに関する契約条項 4. 責任の範囲 （1）当社およびKDDI等（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めによる事由に基づく宅内機器の故障、滅失または毀損等により加入者が被害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度額としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。 （略）</p>